

鉄道踏切番と強盗

——明治一七（一八八四）年八月に起こった強盗事件——

西村 卓

はじめに

明治維新の熱冷めやらぬ明治五（一八七二）年五月七日、日本近代化の牽引車^① 鉄道が品川—横浜間で開業された。そして同年九月一二日には新橋まで延伸され、この日、天皇臨席のもと、横浜、新橋の両所で開業式が盛大に行われたのである。^①

一方、関西では、明治七（一八七四）年五月二一日に大阪—神戸間が開業し、明治一〇（一八七七）年にかけて京都まで延伸し、京都—神戸間の鉄道開業式が、京都停車場の落成をまつて明治一〇（一八七七）年二月五日に、天皇の臨席のもと大阪、神戸、京都で挙行された。^②

本稿では、日本における鉄道史を追うことが目的ではない。それよりはむしろ、ともすれば、その歴史のなかに埋没してしまいがちな京都近郊農村で起こった一つの「強盗事件」を扱うものである。

では、なぜ日本における鉄道敷設から本稿を書き起こしたのか。それは、この「強盗事件」が一つの鉄道施設で起こったからである。

強盗事件の舞台となる村は、京都府乙訓郡上植野村（現向日市上植野町）。明治一七（一八八四）年八月三〇日の夜中、上植野村にあった番人付の踏切二か所（東小路、南小路）³のうち、東小路踏切の官舎（踏切番家族の居宅）でこの事件は起こった。

従来から村人たちが生活するのに往還していた「道」、それを断ち切り敷設された鉄道線路、その交点には当然踏切ができ、往還の頻度の高い踏切では、その踏切のそばに官舎を建て、番人を住まわせ、家族総出で踏切業務に当らせたという⁴。その意味では、踏切は鉄道に象徴される近代と村との交点であり、そこで起こった「強盗事件」は、近代化によってもたらされた、村での新たな出来事の一つとして記憶されるべきであろう。

一 大阪―京都間の鉄道開業

大阪―京都間の鉄道開業式を迎えようとしていた京都市中の賑々しさを『東京曙新聞』（明治一〇年二月八日付）は次のように伝えている。

（前略）御道筋の町々にてハ、何れも思ひくゝの造り物等を用意するに、下京三区內ハ椿に孔雀、四区内にてハ桜の大木に備後三郎高德、六区内にてハ牡丹に獅子の挽物にて、いづれも踊り屋台を添へ、十八区内の葉王寺町にて

ハ、町内より停車場迄鉄橋の形ちを造りものにして飾り付るといふ評判

又御道筋の町々ハ、戸毎に揃ひの幕（区の印しを付けたるもの）を軒に張り、奉敬とかきたる提灯を新規にこしらへ、揚ぐる杭ハ残ず一様の揃ひにするよし

其外往還横町ともに種々の草花を飾り付て、高さ二丈程なる西洋飾りの本日（二日）迄に荒方出来せしハ頗る美観なり

六条の停車場前に大きな小屋を取立最中、これへも何か飾り付けのある様子、且つ鉄道局の飾り付けも昨今最中にて、今よりかゝる景況なれば、当日ハいかばかりならんと思ひやられたりと探訪者より申越しました

市中の町々では趣向を凝らした飾り付け、道筋の町々の戸毎に揃ひの幕をかけ、奉敬と記した提灯をあらたに拵え掲げたのである。

京都―大阪間の鉄道建設工事は、明治六（一八七三）年二月二六日に、全線一斉に着手されたといふ。⁵この区間の橋梁（桂川、太田川、茨木川、神崎川、上十三川）は、同八（一八七五）年から同九（一八七六）年八月中に完成するが、それに先駆け、同九（一八七六）年の七月二六日には、大阪―向日町間が開業したのである。そして、同年九月五日には向日町から大宮通仮停車場まで開業することになったのである。

さらに、大宮通仮停車場から京都停車場への延伸工事の完成を受けて、京都停車場の開業は、天皇臨席の下での開業式のあつた明治一〇（一八七七）年二月五日の翌日六日のことであつた。ここに、神戸―大阪―京都を結ぶ鉄道が完成をし、京阪神間の人とモノの流れは大きく様変わりすることとなつたのである。

淀川水運に対する影響に関して、『東京曙新聞』（明治九年九月八日付）は次のように伝えている。

（前略）七月二十六日よりハ、鉄道の汽車が大坂より京都府下向日町迄通ふことになりてハ、三十石の乗客十人の中人迄ハ汽車に打乗り、たまく船に乗る者ハ道者のみにて、伏見に着ても船宿に休息もせず、食事もせされば、船宿ハ申すに及ばず、通船の乗客を目的にして生活とせし諸商業ハ、難渋いはん方なし

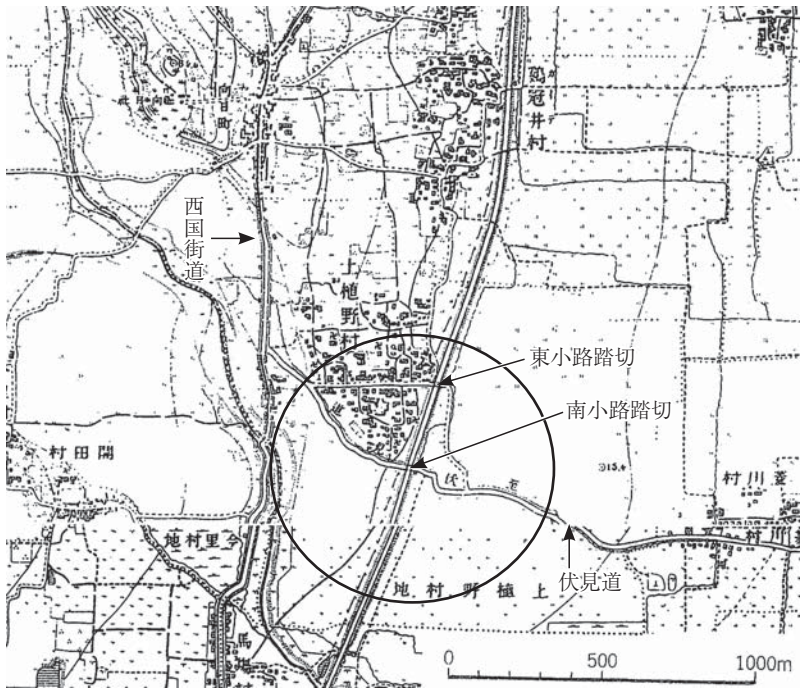
○三十石通船乗の賃銭、下りハ一人前金一朱、登りハ同二朱、又川蒸気船ハ、下り一人三朱、登り同一分一朱なりしが、鉄道汽車の開けしために、右の船賃ハいづれも半価に引下るよしの巷説あり

○伏見浜辺にて人力車を挽て生活とするもの、是迄凡そ五百人余もありしに、乗客ハ一切なき位形勢ゆえ、皆々困却諸方へ出稼ぎするもの多し、さるゆえか市中に貸家札を張り置く所多く、市中端々にてハ、家作をこぼちて田畑とするものもあるよし

大坂から向日町（のちには京都）までの鉄道の開業は、それまでの大阪―京都間の主要な運輸手段である淀川水運への大打撃をここでは予想している。まず、乗客数の激減、それに関連した船宿を含む諸商業に対しての影響をのべ、三十石船、川蒸気船とも、上り下りの船賃が半値に引き下がるという噂が立っているというのである。

さらに大坂から登ってきた伏見港の乗客を陸送する人力車も大打撃を受け、出稼ぎに出るものが多いせいで、貸家の札を掲げた家が目立ち、また家屋を壊して田畑を開き、耕作をする者があらわれてきていると伝えている。

新たな効率的交通手段の出現が、既存の交通手段に大きな影響を与えることは、洋の東西を問わず、今昔かわりはないのである。



第1図 上植野村踏切見取り図

さて、踏切の話である。踏切には二種類あった。明治二五（一八九二）年一二月に刊行された『鉄道線路各種建造物明細録 第一篇』では、その凡例に「踏切道ノ内、番舎ノ設アルモノヲ大踏切道トス、単ニ踏切道ト記スルモノハ、皆通常小路農作通路ノ類ナリ」と記載があるように、無人踏切を「踏切道」とし、有人踏切を「大踏切道」とした。

同資料によると、京都向日町間に一五か所の踏切があり、そのうち一〇か所が官舎付有人踏切であった。向日町山崎間の踏切数は二八か所で、そのうち有人が一〇か所であった。この向日町山崎間の官舎付有人踏切一〇か所のうち二か所が前述したように上植野村に所在していたのである。東小路と南小路と記述された踏切である。

第1図にみられるように、この二つの踏

切は、一つ（東小路）が、上植野村集落のほぼ中央を通って、踏切を越えたのち南に下り伏見道に合流する道、もう一つ（南小路）が、西国街道から別れて、同村集落の南側をまいて菱川村を経由し伏見へ繋がる伏見道、いわば村の主要道との交点に設置されたのである。

そもそも踏切はどのような施設であり、有人の場合、どのような作業を必要とするのか。

明治六（一八七三）年一〇月制定の「鉄道寮汽車運輸規定」によれば、①交通頻繁の踏切には門扉が設けられていたこと、②この門扉は常時列車の通過する線路を遮断しており、列車が通過するときだけ門扉が開かれ、③その門扉が閉じている間は、「危害」の合図を示すものが設置された、というのである。⁹⁾

すなわち、「踏切門扉は常時は線路を遮断しており、列車または機関車などが通過するときは、門扉はそれぞれの道路から向かって左側の門柱を軸として左から右へ回って道路を遮断する仕組みになっていた。それぞれの道路から向かって右側の柱には二つの門扉を鎖錠する鍵が取り付けてあって、これは線路または道路を遮断することに鎖錠し、線路内に人畜が入らぬようにしていた」¹⁰⁾のである。

二 「強盗事件」の発生

明治一七（一八八四）年八月三〇日の深夜、「強盗事件」が東小路踏切番である佐々木寅吉の一家六人が居住していた官舎で起こった。その顛末を、先ず事件当日の朝に巡査に提出した佐々木寅吉と妻こま、義母つねの二通の「答弁書」から窺ってみよう。¹¹⁾

まず、寅吉の「答弁書」である。

御尋二付、答弁書

本月三十日午前九時頃ニ、兇盜押入、金品掠奪致候二付、其旨御届上候処、御調査トシテ御出張ニ相成、始末御尋二付、左ニ申上候

一 自分義、明治十四年十月廿九日ヨリ乙訓郡上植野村内鉄道第六拾九号踏切ニ拜命候二付、同所官舎へ家族一統出役中、明治十七年八月廿九日午前十一時、平常之通戸締致シ、家族六人寢居候処、同月三十日午前一時五十分頃、表口戸ハズシ賊入込、三人ノ賊直ニ寢所ニ来リ、蚊帳ヲ切落シ、自分ヲ帯ニテ縛リ置、抜刀ヲ疊ニ突立、金子ヲ可出様強談候故、金子一切無之由申居候処、自分ヲ蒲団ニテ包ミ、箆箭戸棚ヲ取明ケ、金子搜索スルモ、自分妻コマヲ呼寄セ、金子可出様申掛ケ候二付、コマハ金子無之候二付、何成共持歸リ被下様申候処、賊ハ家中ヲ搜シ、金衣ヲ掠奪シ、二人ハ表口ヨリ逃走、老入ハ跡ニ残り見張ヲナシ、凡十分間程相立候、該賊モ逃走候二付、漸ク縛リ解キ、自分ハ直ニ戸外へ駈出タルニ、鉄道線路上、北ノ方ニ当リ人声ヲ候二付、之賊ナラント思考スルヨリ、隣家者ヲ呼起シ、共々近傍ヲ搜索ハ候得共、十分間相過候二付、何方へ逃ケ候歟相分り不申、右始末御尋二付、此段有体申上候也

十七年八月三十日

乙訓郡上植野村

佐々木 寅吉^印

警部補代理巡査 並河 鉉弼殿

次に、妻こま、義母つねの「答弁書」である。

御尋二付、答弁書

明治十七年八月三十日、強盜押入金品掠奪シ、賊ハ逃亡シタル旨、伏見警察署^(署)へ御届仕候処、檢視官出張、其始末御尋問二付、左ニ陳弁ス

一 自分共義、明治十七歳八月廿九日午后第十一時頃ヨリ平常之通官舎ノ戸締り致、家内一統寢臥候処、翌世日午前第一時五十分頃、表口戸押外レタル音スルヨリ、驚入ヤ否、三人ノ賊駈来り、抜刀ヲ持テ蚊帳ヲ切落シタルヤ否、三名ノ賊、夫寅吉ヲ捕へ、該所へ有合之帶ヲ以テ直ニ縛シ、抜刀ヲ置ニ突キ立タルニ付、自分共者恐怖シ潜伏スルニ、賊ハ尚寅吉ヲ布团ニ包ミ、金錢ヲ差出スヘシト強談スルニ付、貯金等更々ナシト云フニ、賊標ニ箆筒、押入等ヲ捜索シ、其後自分ニ対シ貯金所有ヲトスヘシト云フニ付、自分賊ニ対シ金錢更々ナシ、依而其他何ナリトモ持帰具ト云フ内、賊等ハ金品ヲ掠奪シ、式名ハ表口ヨリ逃走スルモ、壹名ハ暫時居残見張ヲナシ、其後該賊モ逃走スルヨリ、夫寅吉ノ縛ヲ解キ遣シタルニ、寅吉ハ直ニ戸外へ駈出、近隣ノ者ヲ呼起シ、共々近傍ヲ搜索候得とも、賊ノ踪跡更ニ不分、依而家中取調候処、則別紙御届書之通、金品強奪セラレ候、然ニ賊ノ人相ハ別紙ノ如ニ有之、依而前頭ノ始末^(有)右躰達、宿シヲ答弁仕候也

乙訓郡上植野村

佐々木 寅吉

妻 こま (爪印)

母 つね (爪印)

十七年八月三十日

警部補代理

巡查 並河 鉉弼殿

寅吉は家族六人で明治一四（一八八二）年一〇月二九日より、上植野村にある「鉄道第六拾九号踏切」（東小路踏切もしくは東口踏切）の踏切番として拜命を受け、家族ともどもその任にあたってきた。¹²

事件の起こった前日八月二九日の午後一時には家族は平常通り就寝したのであるが、翌日の午前二時前頃に、表口の戸を押し外し、賊が三人乱入してきたのである。三人の賊は、家族の寝所（おそらく第2図にみられる六畳間であろう）に入り込み、吊つてあつた蚊帳を抜刀で切り落とし、慌てふためく寅吉を捕え、その辺りにあつたあり合わせの帯で彼を縛り、抜刀を畳に突き立て、縛つた寅吉をさらに布団に包み、金銭を出すように凄むのである。寅吉は、「貯金などさらさらない」というと、賊たちはダンスや押し入れを搜索し出した。おそらくめぼしい金銭を見つけられなかったであろう、今度は、部屋の間で恐怖のあまりうち震えているこまとつねに、金銭の在りかを聞き出そうとするも、こまが「金銭はないが、何なりと持ち帰ってくれ」と告げると、次の「盗品届書」にみられるように、少しの金と着物類、白米などを持って逃げ去つたのである。

賊の逃走ののち、妻こまによつて縛られていた帯を解かれた寅吉は、すぐに戸外に出て犯人の行方を捜したところ、鉄道線路の北の方で声を聞きつけたことから、隣家に声をかけ追捕しようとしたが、結局は行方が分からず、取り逃がしてしまつたのである。

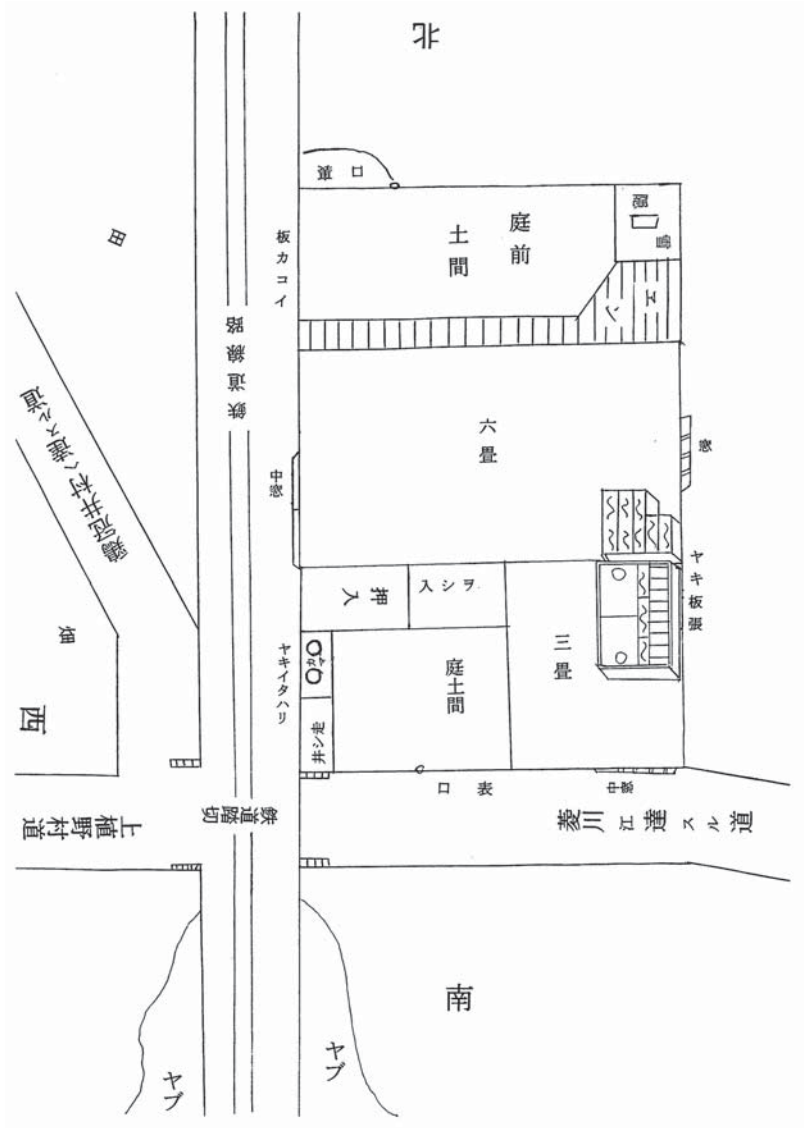
盗難御届

乙訓郡上植野村

佐々木 寅吉

一 壹銭銅貨三枚 三銭

鉄道踏切番と強盗（西村 卓）



第2図 東小路踏切番官舎見取り図

- 一 木綿紺浅黄 三くすし 一円五十銭 男物 壹枚
- 一 白地ゆかた 八十銭 男物 壹枚
- 一 薩摩かすり 三円 女物 壹枚
- 一 伊子かすり 壹円五十銭 女物 壹枚
- 一 浅黄紺たつ嶋 壹円 女物 壹枚
- 一 木綿白さらし 拾銭 六尺五寸
- 一 手拭 但シ、印ハ清養軒^ト 十銭五厘 三筋
- 一 茶紺 前たれ 十銭 女 壹ツ
- 一 出羽 十三銭 壹丁
- 一 凡壹尺五寸 但、わキダレ 五十銭 壹本
- 一 白米 六十八銭 壹斗計り

私^ハ私^シ義 拾壹点
 私^ハ私^シ義 九円四拾壹銭五厘^四

私し義、鉄道線路上植野村東口官宅住居罷在候処、本月卅日午前第一時五十分頃、表戸押明ケ、賊三人入込、金品強奪し、該賊ハ逃走致候間、跡々取調候処、右金品掠奪セラレ候、就而ハ、戸前ニ古草履壹足有之候間、全ク賊ノ置キ品思考候間、現品相添へ、此段御届仕候也

十七年八月卅日

乙 訓

佐々木 寅吉^印

京都府知事 北垣 國道殿

一 錢銅貨三枚のほか、男物の着物二枚、女物の着物三枚、さらに、白さらし木綿六尺余り、手拭三筋、前垂れ女物一つ、出刃包丁一丁、脇たれ一本、そして、白米一斗ほどを持ち去ったのである。ここでは、寅吉は、踏切番官舎を「上植野村東口官宅」と述べているが、おそらく当時は、村内では「東小路」ではなく「東口」踏切と言われていたと推測される。なお、賊は逃走する折、戸の前に古草履を一足置き忘れていたようで、寅吉は証拠品として、この「盗品届書」とともに届けている。

三 賊たちの人相書

寅吉は、帯で縛られ布団に包まれたとはいえ、三人の賊の人相と着衣、そして言葉づかいを覚えていた。次のような「人相書」を提出している。

人相書

農業体者

男一人

廿五六年位

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 一 丈中 | 一 小肉 | 一 色白方 |
| 一 鼻高キ方 | 一 眼出タル方 | 一 眉濃キ方 |

一 齒並揃 一 面長キ方 一 頭散髪

一 山城言葉

着衣

一 浅黄ト紺ノ竖縞単物 一 白筋小倉帯

一 素足草鞋履ク 一 浅黄形ノ手拭ヲ冠ル

一 式尺位ノ拔刀ヲ携ヘタリ、但シ、鞘黒塗リ、丸鑰、柄黒糸、鑰横モウヨウ

他国言葉 男衾人

廿四五年位

一 丈 低キ方 一 中肉 一 青白キ

一 平面 一 鼻低キ方ニシテヒラタキ方

一 口大キ方 一 眉薄キ方 一 齒揃黒キ方

一 眼小サキ方 一 散髪

着衣

一 浅黄紺トノ竖嶋^縞単物 一 浅黄色ノ三尺帯 一 素足ニ草鞋ヲ履ク

一 浅黄形手拭冠リ、短刀を携ヘタリ

他国言葉 男衾人

廿五六年位

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 一 丈高キ方 | 一 中肉 | 一 顔長キ方 |
| 一 眼小ナル方 | 一 齒並揃 | 一 眉常体 |
| 一 口大キ方 | | |

着衣

- | | |
|-----------------------|------|
| 一 古浅黄紺トノ豎横縞単物 | 一 素足 |
| 一 古白三尺帯 | |
| 一 出羽包丁ヲ携へ、但し、此出羽者奪タル分 | |
- 右之通ニ御座候也

明治十七年八月三十日

乙訓郡上植野村

佐々木 寅吉

賊の三人とも二〇代半ばで、一人は地の山城言葉を使い百姓の風体、他の二人は、他国言葉を使っていたという。背丈は大中小と三人三様で、面相も鼻、眼、眉、口、齒並び、髪型など三人の特徴が記述されている。

服装でいえば、三人とも浅黄と紺の縦縞、もしくは縦横縞模様の単物を着し、帯は小倉帯、浅黄色の三尺帯、白の三尺帯で、二人は手拭をかぶっていたという。二人は草鞋履き、一人は素足と記されているが、この人物が、逃走する際に草履を履き忘れた賊の可能性がある。

一人は抜刀を持ち、その鞘は黒塗り、鐙（こじり）は丸く、柄は黒糸が巻いてあった。この賊が、蚊帳を切り落とし、

そのあと、寅吉を脅すために畳に抜刀を突き立てた人物であろう。一人は短刀を持ち、もう一人は、出刃包丁を持っていたというが、この出刃包丁は、寅吉の居宅のものだったようである。

彼ら三人は、現金がないとみるや、箆笥、押し入れをしらみつぶしに搜索し、男女の着物、さらし、手拭、前垂れ、そしてなんと一斗の白米まで持ち去ったのである。家探しを終え逃亡する際、一人の賊を見張り役として残し、先に二人が遁走し、十分後にその一人が逃亡するという具合である。

前述した寅吉の「答弁書」にあるように、鉄道線路の北の方から聞こえる人の声から、賊たちは線路伝いに北に逃亡したと判断した寅吉は、近所の者を起こし、追捕しようとしたが、結局は見つけることが出来ず、その朝に派出所に訴え出て、事の顛末を明らかにするため巡査立会いの上、現場検証がなされたのである。

おわりに

以上が京都近郊の一農村で起こった「強盗事件」の顛末である。「強盗事件」自体、さほど珍しいものではなく、どこでも起こり得ることかもしれない。しかし、本稿で扱った事件の現場は、近代の牽引車 \parallel 鉄道が村を貫通し、分断した「道」との交点 \parallel 踏切の番人の官舎であった。

この事件を通して、われわれは鉄道踏切番の側から、鉄道敷設 \parallel 近代化プロセスをのぞきみた。マクロ的視点でなく、むしろミクロ的視点からの日本近代化への接近であった。

鉄道は、日本近代化を牽引する象徴として明治維新後早くから敷設されていく。鉄道の敷設により、人とモノの流れは劇的に変わったであろう。それが、近代化を加速させていくことは近代化シナリオ通りであることは、誰をもが

認めるであろう。

本稿の現場、鉄道施設の踏切に限って考えれば、当初の踏切は鉄道線路側に門扉が設置され、電車の通過に合わせ、その門扉を開き、「道」側を塞ぐという仕様であったようである。それが、今のように常に線路側は開放され、列車の通過時に常時「道」側を閉鎖するという仕様になったのはいつ頃からであろうか。

大阪―向日町間三六キロの開業に際して、中間駅は高槻のみであり、一日四往復、所要時間は一時間二四分、時速二六キロほどであったという。そして、大宮仮停車場への延伸の際には、山崎、茨木、吹田の中間駅が開設され、六往復に増発されたという。京都大阪間の正式開業の後は、一日一〇往復、速度三〇キロほどにスピードアップされた¹³⁾という。四往復で八回、六往復で二二回、一〇往復で二〇回の門扉の開閉である。どの辺りまでが、線路側門扉の開閉が可能であったろうか。この辺りは、今後の考察に待ちたい。

本稿で掲載した第2図を見ると、注10で述べたように、踏切の門扉と思しき施設は、常に「道」側にあり、「道」を閉鎖するための施設のようにみえる。事件が発生した明治一七(一八八四)年八月の時点では、もはやその仕様変更はおこなわれていたのであろうか。

鉄道の敷設とはいえ、当初は、鉄道線路側に門扉を設置し、それぞれの「道」の上を横断させてもらうという意識、いわば慎ましい「近代」として鉄道は立ち現れたが、人とモノの大量輸送、スピードアップ、それぞれが列車の頻繁な通過を余儀なくし、恒常的な門扉の「道」側への設置へと転換していったと考えられなくもない。いわば、慎ましい「近代」から、傲慢な「近代」への豹変である。

註

- (1) 『日本国有鉄道百年史』 通史（日本国有鉄道、昭和四九年三月）第一章「創業時代」参照。
- (2) 同前、参照。また、田中真人・宇田正・西藤二郎『京都滋賀 鉄道の歴史』（一九九八年一月、京都新聞社）第一章「京都鉄道始め―官設京阪間鉄道―も参照。
- (3) 掲載の地図（第1図）参照、踏切の呼称に関しては、『鉄道線路各種建造物明細録 第一篇』（明治二五年二月、鉄道庁）に依った。資料は、PORTA（国立国会図書館デジタルアーカイブポータル）より検索し閲覧した。
- (4) 『日本国有鉄道百年史』 第二卷（日本国有鉄道、昭和四五年三月）一七四頁参照。
- (5) 同前、一七二頁参照。
- (6) 『鉄道線路各種建造物明細録 第一篇』 「凡例」より引用。
- (7) 同前による。
- (8) 京都府向日市『向日市史』 史料編（昭和六三年三月）所収「明治二二年の向日町」より引用加工。
- (9) 『日本国有鉄道百年史』 第二卷、三三七頁参照。
- (10) 同前、三三八頁より引用。ただし、本稿で考察する明治一七（一八八四）年八月に起こった「強盗事件」で、現場検証の際に作成されたと思われる「見取り図」を見てみると、その門扉らしいものは、線路側でなく、道路側に設置されているように見受けられる。もともと、この踏切の門扉が道路側に設置されていたのか、開通後一〇年ほどの間に変化が起こったのか不詳である。
- (11) 京都府向日市上植野区有文書「諸願届控」（明治一七年七月七日 乙訓郡上植野村総代）所収。以下で引用する原資料は、断らない限り同『控』所収資料である。
- (12) 妻、養母以外、この時点では五歳の長男、三歳の二男、一歳七か月の長女が同居していた。佐々木寅吉家は明治二八（一八九五）年六月には山

口鼻に一家で転居している(「上植野区有文書報告書」所収三三〇七文書による)。

(13) 田中真人・宇田正・西藤二郎『京都滋賀 鉄道の歴史』(一九九八年一月、京都新聞社) 第一章「京都鉄道事始め―官設京阪間鉄道」一一頁参照。

(付記) なお、本稿執筆にあたっては、平成二三年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C)) 研究題目「近代京都における住民自治組織」 「町」の基礎研究)における成果の一部である。

(にしむら たかし・同志社大学経済学部)

Abstract

Takashi NISHIMURA, *Railroad Flagmen and Robbers*

When the railways were built in the modern society, railway crossings were built on many points where tracks intersected roads. In particular, crossings with heavy traffic were manned by flagmen, who resided near the crossings. In 1875, the railway between Osaka city and Mukoumatsi town opened to traffic; it had many railway crossings, some of which were manned. In August 1884, there was a robbery at one of the crossings located in Kamiueno village, Otokuni country, Kyoto prefecture. We seek to identify the actual scene involving the flagman's house, his family, and the railway crossing through a sketch of the scene.